

# 令和6年第1回玉東町議会定例会会議録

令和6年3月6日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集
2. 令和6年3月8日午前10時01分開議
3. 令和6年3月8日午後3時21分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	小島隆一	町民福祉課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健介護課長	清田浩義	会計管理者	井上浩成
教育委員会 事務局長	清田博之	農業委員会 事務局長	岩川康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	塚本洋子
議会事務局書記	松村早苗		

- 
10. 議事日程

日程第1	議案第22号	令和6年度玉東町一般会計予算
日程第2	議案第23号	令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第24号	令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算
日程第4	議案第25号	令和6年度玉東町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和6年度玉東町土地取得特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算

日程第7 議案第28号 令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第29号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一

3番 大城戸 廣 澄

---

開議 午前10時01分

○議長（松尾純久君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第21号までについては既に採決が終わり、散会しておりました。

---

日程第1 議案第22号 令和6年度玉東町一般会計予算

日程第2 議案第23号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第24号 令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算

日程第4 議案第25号 令和6年度玉東町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第26号 令和6年度玉東町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第27号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算

日程第7 議案第28号 令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第29号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第22号「令和6年度玉東町一般会計予算」、日程第2、議案第23号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計予算」、日程第3、議案第24号「令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算」、日程第4、議案第25号「令和6年度玉東町介護保険特別会計予算」、日程第5、議案第26号「令和6年度玉東町土地取得特別会計予算」、日程第6、議案第27号「令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算」、日程第7、議案第28号「令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第8、議案第29号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算」、以上8議案を一括して議題といたします。

議案第22号「令和6年度玉東町一般会計予算」について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。議会3日目、本日もよろしくお願いたします。

それでは、当初予算について御提案いたします。予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第22号、令和6年度玉東町一般会計予算。令和6年度玉東町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億1,658万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条（債務負担行為）地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条（地方債）地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条（一時借入金）地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第5条（歳出予算の流用）地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月6日提出、玉東町長。

ここで令和6年度当初予算の大枠について簡単にお伝えしたいと思います。

当初予算の総額は、先ほど申しましたように43億1,658万円です。前年度当初予算の比較で11億4,368万7,000円の減となっております。前年度対比で20.95%の減ということです。令和6年度当初予算は、令和5年度に次いでこれまでに大きい予算規模となります。

歳入における前年度比較については、1款、町税は定額減税による町民税の減等を見込み、3,185万円の減、10款、地方交付税は2,139万7,000円の増、新庁舎建設事業の縮小に伴い、14款、国庫支出金は3億6,656万9,000円の減、18款、繰入金は8億835万5,000円の減となっております。

歳出の前年度比較では、目的別で10款、教育費が1億1,894万円の増、3款、民生費が8,634万6,000円の増、9款、消防費が3,419万2,000円の増、6款、農林水産業費が1,434万8,000円の増となっております。

それでは、第1表のほうから説明していきます。予算書は1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。

1款、町税、1項、町民税は1億6,205万5,000円、2項、固定資産税3億4,587万9,000円、3項、軽自動車税2,424万3,000円、4項、町たばこ税3,090万円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税727万円、2項、自動車重量譲与税2,150万円、4項、森林環境譲与税185万8,000円。

3款の利子割交付金です。20万2,000円。

4款、配当割交付金124万8,000円。

5款、株式等譲渡所得割交付金130万8,000円。

6款、法人事業税交付金246万5,000円。

7款、地方消費税交付金1億1,227万円。

8款、環境性能割交付金191万6,000円。

9款、地方特例交付金2,520万円。

10款、地方交付税13億5,600万円。

11款、交通安全対策特別交付金、2ページ目です。65万円。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金867万6,000円。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料7,456万2,000円、2項、手数料306万9,000円。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金2億8,336万6,000円、2項、国庫補助金2億3,080万2,000円、3項、委託金148万3,000円。

15款、県支出金、1項、県負担金1億6,407万6,000円、2項、県補助金8,967万円、3項、委託金897万2,000円。

16款、財産収入、1項、財産運用収入281万4,000円、2項、財産売払収入1,000円。

17款、寄附金、1項、寄附金3億2,000円です。

18款、繰入金、2項、基金繰入金6億5,381万6,000円。

19款、繰越金3,143万5,000円。

20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料15万6,000円。

3ページ目です。2項、町預金利子5,000円、3項、受託事業収入1,118万5,000円、4項、雑入2,722万6,000円。

21款、町債3億3,030万円。

歳入合計、43億1,658万円です。

続いて、4ページ目、歳出です。

1款、議会費、1項、議会費6,225万9,000円。

2款、総務費、1項、総務管理費9億9,629万1,000円、2項、徴税費5,300万8,000円、3項、戸籍住民基本台帳費3,561万円、4項、選挙費1,401万6,000円、5項、統計調査費102万8,000円、6項、監査委員費113万5,000円。

3款、民生費、1項、社会福祉費6億2,493万7,000円、2項、児童福祉費5億2,596万2,000円。

4款、衛生費、1項、保健衛生費2億7,284万2,000円、2項、清掃費1億6,861万円。

6款、農林水産業費、1項、農業費1億39万5,000円、2項、林業費744万5,000円、3項、水産業費15万円。

7款、商工費、1項、商工費513万3,000円。

8款、土木費、1項、土木管理費6,452万8,000円、2項、道路橋梁費3億3,543万3,000円、3項、河川費347万4,000円、4項、都市計画費5,760万円。

5ページ目です。5項、住宅費3,667万9,000円。

9款、消防費、1項、消防費2億1,513万8,000円。

10款、教育費、1項、教育総務費1億8,566万8,000円、2項、小学校費9,433万7,000円、3項、中学校費1億2,166万5,000円、5項、社会教育費7,549万3,000円、6項、保健体育費1,993万2,000円。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費120万1,000円、2項、公共土木施設災害復旧費210万2,000円。

12款、公債費2億2,950万9,000円。

14款、予備費500万円。

歳出総額、43億1,658万円となります。

続いて6ページ目をご覧ください。

第2表、債務負担行為です。こちらは令和6年度を起点に、後年度において債務を負担する行為をするため、次のように定めております。

令和9年度固定資産評価替えに向けての土地評価業務、令和8年度まで1,043万円、地積情報システム保守業務、令和10年度まで213万9,000円、地籍情報システム機器リース、令和10年度まで253万5,000円、地籍情報システム使用料、令和10年度まで2,243万円、農地現地調査システムリース、令和11年度まで320万1,000円、AEDリース、令和11年度まで132万円、中学校複合機リース、令和11年度まで1,070万4,000円です。

続いて、第3表、地方債です。こちらは地方自治法第230条の規定に基づいて、地方債を起すため次のように定めております。起債の目的と限度額の部分のみ読み上げます。

臨時財政対策債、限度額が1,200万円、公共施設等適正管理推進事業債6,420万円、一般補助施設整備等事業債740万円、緊急防災・減災事業1億620万円、公共事業等債9,200万円、カントリーパーク整備事業2,250万円、緊急自然災害防止対策事業債2,600万円、計3億3,030万円です。

充当先については、歳入21款のほうで説明したいと思います。

以後企画財政課が所管します事務事業の予算について説明をしていきたいと思っております。

予算書のほうは、まず11ページ目をご覧ください。企画財政課分のみ説明していきます。

まず、2款の地方譲与税です。地方揮発油譲与税は727万円、自動車重量譲与税は2,150万円、森林環境譲与税は185万8,000円。

3款です。利子割交付金は20万2,000円です。

12ページです。

4款の配当割交付金は124万8,000円。

5款、株式等譲渡所得割交付金は130万8,000円。

6款、法人事業税交付金は246万5,000円。

7款、地方消費税交付金は1億1,227万円。

8款、環境性能割交付金は191万6,000円です。

9款、地方特例交付金については2,520万です。前年度比較で2,000万の増です。要因としましては、国の総合経済対策であります定額減税による町民税の減収分につきましては、全額この交付金で補填されるため、相当分を増額して見積もっているところです。

13ページ目です。

10款、地方交付税については、13億5,600万円、内訳は普通交付税が13億、特別交付税が5,600万です。こちらは国の地方財政計画を参考としまして、前年比プラス1.6%で見積もっているところです。

続いて、予算書のほうは16ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金です。うち27節、デジタル田園都市国家構想推進交付金です。補助率が2分の1でありまして、校務支援システムとかんたん窓口システムの導入費の財源として考えております。

それから、17ページ目の3目の土木費国庫補助金の中の一番最後ですね、下ですね、空き家再

生等推進事業交付金として、これは補助率が2分の1です。空き家調査事業の財源としたいと考えているところです。

それから予算書は続いて19ページ目をご覧ください。

15款です。15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金です。の中で、11節、結婚新生活支援事業費補助金は補助率が2分の1、13節、熊本県移住支援事業補助金は4分の3の補助率、15節、熊本県移住定住促進住まい支援補助金は補助率が2分の1となっております。

続いて、予算書のほうは22ページ目をお開きください。

22ページ目の下のほうです。16款、財産収入、1目、財産貸付収入です。272万8,000円を計上しておりまして、うち説明欄の下のほうですね、建物貸付料につきましては、今年度から役場庁舎1階民間テナントの貸付料3月分を計上しているところです。248万1,000円です。

それから23ページ目です。

17款、寄附金、3目のふるさと納税寄附金は3億1,000円です。前年同額となります。

それから続きまして24ページ目をご覧ください。

18款、繰入金です。1目、財政調整基金繰入金は3億1,139万4,000円です。本予算の歳入不足分を調整しております。2目、減債基金繰入金は416万6,000円、公債費償還金に充当します。3目、町有施設整備基金繰入金は1億1,310万円、新庁舎建設工事及び●●●等トイレ工事等に充当します。7目、ふるさと創生基金は950万円、公園管理事業に充当します。11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金は801万7,000円、非常備消防費及び防災管理事業に充当します。12目、ふるさと納税寄附金繰入金は2億円を計上しております。こちらは子ども医療費給付事業をはじめとする24の事業に充当いたします。16目、玉東町地域環境整備基金繰入金は97万6,000円、防犯カメラ設置工事に充当、18目、ウクライナ避難民支援基金繰入金は、ウクライナ支援事業に充当、19目、ふるさと水と土保全基金繰入金400万円は、浦田上木葉地区基盤整備事業に充当いたします。

19款、繰越金は3,143万5,000円を計上。

続いて予算書のほうは27ページ目をご覧ください。

27ページ、21款、町債です。1目、総務費は1,200万円、臨時財政対策債でこちらは一般財源扱いです。4目、教育費は1億4,330万円を計上しています。7節におきましては、山北小学校の外壁改修分として4,170万円、玉東中学校プールサイド及び濾過器等の改修工事として2,250万円を充当します。8節におきましては、西南戦争史跡整備事業として740万円、9節におきましては、中学校体育館空調新設工事に対して7,170万円を充当します。

5目の土木債です。1億4,050万円、1節におきましては、町道管谷六本楠線をはじめとする11路線へ充当します。2節、カントリーパーク整備事業債は2,250万円で、半高山公園整備事業に充当します。5節、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、二俣西安寺線法面保護工事をはじめとする五つの工事に充当することとしております。最後に6目の消防費です。ページは28ページ目です。3,450万円です。こちらにつきましては、二俣瓜生田官軍砲台跡駐車場防災拠点整備事業をはじめとする三つの事業に充当することとしております。

続いて歳出に移ります。予算書のほうは35ページ目をご覧ください。主な事業について説明し

ていきたいと思えます。

35ページ目の下のほうです。新庁舎建設費1億704万円を計上しております。内訳は、新庁舎落成式会場設営業務委託料として250万円、それから工事請負費は1億360万円です。第3期解体工事分として2,937万円、現庁舎屋外トイレ、屋外書庫等の解体となります。第3期外溝整備工事は5,423万円、現庁舎の位置に新設する駐車場整備等の費用に充てたいと考えております。

36ページ目です。

議会棟浄化槽設置等工事として2,000万円です。浄化槽及び低圧電力引込み工事等の予算として計上しているところです。続いて、5目の土地利用規制等対策費8,000円です。前年度同額です。6目、企画費に移ります。企画事業は7,425万9,000円を計上しております。前年度比182.4%の増です。増額の要因としましては、新たに二つの特別会計の繰出金を計上したことによるものです。

企画事業の中では、37ページ、委託料その他の中に、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定業務として500万円、こちらは令和6年度再度計上させております。現行のまち・ひと・しごと総合戦略を見直すものです。空き家調査業務として400万円を計上しています。空き家の実態把握、適正管理及び利活用に向けた基礎調査とするため実施するものです。

予算書のほうは38ページ目をご覧ください。

説明欄のほうをご覧ください。企画事業給与費は4,567万1,000円を計上、前年度比プラスの16.2%です。職員8名分の人件費です。ふるさとづくり事業は168万2,000円で前年度同額。

39ページに移りまして、木葉駅前活性化推進事業は358万4,000円です。前年度比36%の減となります。こちらはゆめ・ステーション・このはの運営費となります。一般社団法人ぷらっとぎょくとうによる一元管理を予定しておりまして、施設管理委託料分が減額となっているところです。地域おこし促進事業につきましては、2,288万円を計上、前年度比マイナスの4.7%となっております。こちらは地域おこし協力隊の4名分の活動費と人件費のほうを計上しております。なお、こちらにつきましては、対象経費につきましては特別交付税の措置がなされるものとなっております。

続いて40ページ目をご覧ください。

中ほどの説明欄です。木葉駅前観光拠点施設事業は、545万で前年同額です。こちらは施設ぷらっとぎょくとうの管理費となります。この中に一般社団法人ぷらっとぎょくとうの管理費となります。この中に一般社団法人ぷらっとぎょくとうへの指定管理料も含まれております。537万円です。ふるさと納税事業につきましては3億2万1,000円です。ほぼ前年同額となります。昨年の10月の新ルールに基づきまして、募集に関する経費を50%未満の49.5%、それ以外の基金積立金について50.5%で見積もっているところです。

続いて7目、電算管理費に入っていきます。1億124万4,000円を計上しています。前年度比プラスの61%となります。増額の要因としましては、新庁舎移転に伴う経費を計上していることから増額となっているところです。その中で、41ページ目、まずスマートフォン教室として80万円を計上しています。こちらはデジタルデバイドの解消、いわゆる情報格差の解消が目的で、スマートフォンで様々な情報を入手するスキルを習得してもらう事業として80万円を計上、それから

電算委託料の中に、かんたん窓口システム導入費として709万5,000円を計上しています。こちらは新庁舎においてかんたん窓口システムを導入し、マイナンバーカードを活用した書かない窓口を実現することとしております。これによって住民サービスの向上と自治体DXの推進を図っていきたいというふうに考えております。この中で、新庁舎移転分としましては、委託料その他のスマートフォン教室の下にあります新庁舎電話整備業務として842万8,000円、それから電算事務委託料の一番下の新庁舎への電算移設業務として、1,724万3,000円を計上しているところです。

続いてですね、飛びまして予算書のほうは91ページ目をご覧ください。

91ページ目は12款、公債費です。1目、1目、元金につきましては、2億2,128万2,000円です。前年比プラス2.5%、2目の利子については822万7,000円、前年比マイナスの14.6%となっております。

14款、予備費は前年同額で500万円を計上しています。

続いて、予算書のほうはですね、100ページ目に移ってください。101ページ、予算書101ページ目です。101ページ目と102ページ目につきましては、債務負担行為に関する調書を添付しております。こちらはこれまでに予算書に定めまして御承認をいただいている内容となりますので、説明については割愛したいと思います。

続いて、103ページ目です。

103ページ目は地方債に関する調書となります。表の上のほうに区分がありまして、左からですね、前々年度末現在高が、令和4年度の列です。そして前年度末の現在高見込額が令和5年度分、当該年度中増減見込みは令和6年度中の増減、一番右が当該年度末の現在高見込額で令和6年度となります。合計欄を見てほしいんですけども、合計欄の令和4年度分がですね、現在高が27億3,488万3,000円です。令和5年度の現在高見込額としまして、26億2,252万6,000円です。令和4年度比でマイナスの4.1%、そして令和6年度中の増減としまして、当初予算ベースで新たに3億3,030万の起債を起こします。これはプラス要因です。そして元金償還見込額が2億2,128万2,000円ということで、こちらはマイナス要因です。増減しまして一番右が令和6年度末の見込額としまして、27億3,154万4,000円ということで、5年度比で4.1%の増というような見込みとなっているところです。

予算書の最終ページです。104ページ目です。こちらは市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費ということで、これは歳入としましては、市町村交付金として、地方消費税交付金の中にですね、6,761万円が含まれております。こちらが社会保障分です。こちらの財源につきましては、この3款、民生費、5目の後期高齢者医療費のほうにですね、充当することとしているところです。

以上、企画財政課の説明といたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

総務課から御提案をさせていただきます。

ページは13ページをお開きください。13ページです。



まずは歳入からです。

二つ目のマスからです。11款、交通安全対策特別交付金、1目、交通安全対策特別交付金65万円を計上しております。これは毎年交付額が減少しているため、5万円を減額させていただいております。

15ページをお開きください。

一番上のほうです。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、総務使用料2万7,000円を計上させていただいております。これは前年同額です。右側の説明欄でございますが、使用料の内訳としまして、九電の電柱の設置分、それから白木、栗地原のかん水施設用地代となっております。

2枠目ですね、13款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、総務手数料、その中の総務分は、1節、総務手数料となっております。内訳としまして、証明手数料8,000円、火薬類取締法関係手数料が6,000円と計上させていただいております。

次のページをお開きください。16ページです。

下の枠の分です。14款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金です。総務課の分は3段目のですね、26節、地域自殺対策強化事業補助金です。18万円を計上させていただいております。補助率は2分の1となっております。

次のページをご覧ください。17ページの一番下の枠です。

14款、国庫支出金、1目、総務費委託金です。1節、総務管理費委託金としまして、自衛隊募集事務委託費として2万円を計上させていただいております。前年度同額でございます。

19ページをお開きください。

二つ目の枠です。15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金です。3節の消費者行政推進事業補助金としまして、24万4,000円を計上させていただいております。補助率は2分の1となっております。

22ページをお開きください。

一番上の枠です。15款、県支出金の中でですね、4節、選挙費委託金、これは在外選挙特別経費としまして、名目計上させていただいております。それからその下の5節、総務管理費委託金としまして、火薬類取締法に基づく事務費委託金4万3,000円と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に基づく事務委託金1万4,000円を計上させていただいております。

下の枠です。16款、財産収入、1目、財産貸付収入としまして、1節、土地建物貸付収入といたしまして、土地の賃借料2件分です。24万7,000円を計上しております。内訳は、座主公民館の敷地代、それから玉東駐在所の敷地代です。昨年までは猪の鼻土地の貸し付けもございましたが、今年度売買の予定でございますので今回は抜いております。2目、利子及び配当金、1節、利子及び配当金、総務課分は一番上の熊本放送株式の配当金1万2,000円でございます。

それから、次のページでございます。一番上の枠の下から3行目、地域環境整備基金利子1,000円を名目計上させていただいております。それから一番下のウクライナ避難民支援基金利子1,000円でございます。

次の枠です。16款、財産収入、1目、不動産売払収入でございます。これは名目計上です。

次の枠です。17款、寄附金、2目、指定寄附金、ここも1,000円の名目計上をさせていただいております。

25ページをお開きください。

一番下の枠です。20款、諸収入、1目、総務費受託事業収入としまして111万円を計上させていただいております。前年同額です。これはJR九州より駅業務受託料でございます。

26ページをお開きください。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入です。その中で総務課分は、2節、雑入、一番上のコピー代から7行目の雇用保険料被保険者負担金まで、それから一つ飛びまして、町村会総合賠償補償保険共済金から三つ下の独立行政法人国際協力機構人件費補填金まで、それから一つ飛びまして、雑入、その他、それから次のページの下から5行目の熊本県派遣職員人件費となっております、これは人事交流で県に派遣しております職員の人件費でございます、県が負担するものでございます。歳入は以上です。

続きまして歳出です。29ページをお開きください。

ここからが歳出でございます。総務課からは、議会と会計監査分をまとめて説明させていただきます。

まず、1款、議会費、1目、議会費、6,225万9,000円を計上させていただいております。前年比としまして466万1,000円の増でございます。増額となった主な要因は、2節、給料が122万3,000円の増額、3節の職員手当が345万9,000円の増額となっており、これは職員の異動に伴うものでございます。また、説明欄の上から7行目の光熱水費は、役場庁舎と今まで一緒になっておりましたが、水道代と電気代をですね、今度新庁舎建設によりまして分ける必要があったため、新規に12万5,000円を計上しております。19行目の会計年度任用職員勤務手当20万9,000円を新規に計上したことが増額の主な要因となっております。ほかは前年並みとなっております。

次のページをお開きください。

2款、総務費、1目、一般管理費です。2億4,502万6,000円を計上しております。比較としまして2,557万4,000円の増となっております。主なものについて説明をいたします。3節、職員手当が前年より2,897万8,000円増額で、退職手当の組合負担金が、定年年齢の引き上げに伴いまして、負担金の4分の1の軽減措置の適用がですね、令和6年度はないためにですね、増額となっております。8節、旅費で能登半島地震の職員派遣5人分の旅費、155万円を計上したため、それから次のページの18節、負担金補助及び交付金で、県からの派遣職員の人件費負担金を新たに計上したことが増額の主な要因でございます。

新しく計上しました主な事業等について説明いたします。

説明欄の上から5行目です。6年度から支給することになりました会計年度任用職員の勤務手当でございます。

次のページの下から15行目、給与システム改修業務は、定額減税に伴うもので計上させていただいております。

次のページをお願いします。

下から14行目の木葉駅バリアフリー設備維持負担金は、木葉駅のエレベーターランニングコストで、JRへ支払うものでございます。

次のページをご覧ください。

一番下ですね、2目、会計管理費です。2,285万円を計上しております。前年比104万1,000円の増となっております。

次のページをお開きください。増額となった主な要因は、10月からインターネットバンキングの手数料が有料化されること、それと銀行のペーパーレス化に伴う手数料の増加で、説明欄の上から4行目、口座振替等手数料を増額したことで、4行下の源泉徴収管理システム使用料を定額減税に対応するため、新たに計上したことが主な要因でございます。それから次の枠ですね、3目、財産管理費です。ここでは企画財政課と一緒にしておりますので、総務課の分を説明いたします。

右側の説明欄です。財産管理費3,391万2,000円のうち、総務課分は3,386万9,000円です。そのうち新庁舎に係る分が光熱水費、保険料や委託料と1,290万9,000円を計上しております。新規計上のものにつきましては、右側の説明欄で上から5行目、新庁舎エレベーター保守点検業務、それからその下の浄化槽清掃業務、そして新庁舎清掃管理業務、そして2行飛びまして木葉駅事務室のですね、事務所の空調取り替え工事、それから議会棟トイレ改修工事、それと防犯カメラ設置工事、その下の新庁舎用の備品購入費が新規事業としてあげております。

次のページをご覧ください。

4目、交通安全対策費261万5,000円です。前年並みの予算でございます。12節の委託料は、交通指導隊業務委託料で12名分を計上しております。14節、工事請負費は、カーブミラー5本、ガードレール50メートル分の設置工事費を計上しております。18節、負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金となっております。

そして一番下の枠です。6目、企画費、ここでの総務課分は、38ページをお開きください。

三つ目の丸の公園管理事業です。前年より1,734万5,000円の増額です。これは一番下の行で、年の神公園整備で、トイレ改修工事を●●●した駐車場の工事費を計上したことが主な要因となっております。

45ページをお開きください。

45ページの2款、総務費、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費です。691万4,000円を計上しております。26万4,000円の増です。増額の主な要因は、選挙管理委員会に关します経常経理的経費で、職員の人件費の増が主な要因でございます。次の枠です。2目、選挙常時啓発費、5万8,000円を計上させていただいております。ここは選挙啓発に係る経常的経費を計上させていただいております。2万円減額となっておりますが、これは報償費の減額となっております。次の枠です。10目、町長選挙費、704万4,000円を計上させていただいております。1月に予定の町長選挙に係る費用として計上しております。職員の人件費や投開票にかかります費用などを、過去の選挙を参考にして計上させていただいております。

47ページをお願いします。

2款、総務費、1目、監査委員費、113万5,000円を計上させていただいております。8万5,000円の増です。増額の主な要因としましては、監査日数の増に伴います報酬及び費用弁償の増額が要因でございます。

75ページをお開きください。

75ページです。下の枠です。9款、消防費、1目、常備消防費、1億3,769万1,000円を計上しております。これは有明広域行政事務組合負担金でございます。2目、非常備消防費、2,668万1,000円を計上させていただいております。70万9,000円の減額となっております。減額の主な要因としまして、1節、報酬は、団員数、出勤人員の減により、57万7,000円の減額となっております。10節、需用費で198万円の減額が主な要因でございます。17節、備品購入費では、消防ポンプ一式を購入予定で、214万5,000円の増額となっております。

次のページをお開きください。

3目、水防費、147万9,000円を計上しております。60万円の減です。減額の主な要因は、3節、職員手当の時間外手当の減額によるものでございます。4目、防災管理費、4,928万7,000円です。2,720万円の増となっております。増額の主な要因は、14節、工事請負費で、5年度に引き続き防災拠点整備工事、それから避難所看板設置工事、それから震度情報設備移設工事と、18節で、新規で地域衛星通信ネットワークシステム整備によるものが主な要因でございます。

92ページをお開きください。

歳入歳出は以上でございますが、ここからは給与明細表等につきまして御説明させていただきます。

92ページは、一般会計分の給与明細書で、特別職の分になります。

次の93ページは、今回から一般職と会計年度任用職員分をですね、合わせた給与明細書を付けております。これは総括表になっておりまして、2番が一般職の分でございます。

それから次のページ、94ページです。94ページが前のページの内訳で、職員と会計年度任用職員を付けております。アと書いてある分がですね、職員分です。下から二つ目の枠ですね、イと書いてありまして、この二つが会計年度任用職員分となっております。

次のページを95ページをご覧ください。

これは給料及び職員手当の増減額の明細となっております。令和5年、令和6年の差を書いてございます。

次のページ、96ページをご覧ください。

ここでは職員1人当たりの給与の平均額を記載しております。

97ページは、級別職員数の表となっております。

次の98ページにつきましては、昇級についての比較を書いている表でございます。

続きまして、次の99ページです。ここでは期末勤勉手当と退職手当の表となっております。

次のページの100ページです。ここでは特殊勤務手当について記載をしております。

総務課からは以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） それでは、税務課分を説明いたします。

10ページをお開きください。

2、歳入、1款、町税、1項、町民税です。1目、個人町民税1億5,112万2,000円、2目、法人町民税1,093万3,000円、合計で1億6,205万5,000円を計上し、前年度比較で1,929万3,000円を減額しております。主な理由といたしまして、一つは特別税額控除、いわゆる住民税の定額減税です。これは物価高対策として施行されるものですが、個人町民税所得割から1人当たり1万円を減額いたします。この減額分は、本町で2,000万円を見込んでおりますが、こちらは全額国が補填するとされております。一つは森林環境税の創設です。こちらは国土の保全、水源の維持のために設置されるもので、個人町民税均等割の4,500円に上乗せをされます。ただ、これまでも東日本大震災からの復興のための防災財源として1,000円を上乗せされており、この法律の期限が令和5年度で終了するため、振り返られるような形になっておりますので、納税義務者の負担額に変更はありません。この減額分は、2款の森林環境譲与税の財源になっております。続きまして、2項、固定資産税は、前年度比較で1,000万円の減額になります。これは総務省が配分する大規模な償却資産が減額償却をされることと、在来家屋の評価替えによることが主な理由になります。

続きまして、11ページです。

3項、軽自動車税、2目、種別割は、現在の対象車両数に応じて計上をしております。続きまして、4項、町たばこ税は、今年度実績見込額で計上をしております。そのほか証明手数料、督促手数料、延滞金などを計上しております。

続きまして、歳出です。41ページの下のほうをご覧ください。

2款、総務費、2項、徴税费、1目、税務総務費です。税務課の運営に要する経費で主に人件費になります。

続きまして、42ページの下の方ですけれども、2目、賦課徴収費です。町税の賦課徴収業務に要する経費になり、納税通知書の印刷代、郵送代、固定資産評価委託料、電算事務委託料や電算システムの使用料、過年度分の還付金などが主なものになります。今年度から税の納付がQRコードを使って納付できるようになりましたが、今回の予算では、近隣市町と足並みをそろえて、コンビニでも納付できるようにするための経費を計上しております。

続きまして、次の枠です。3目、地籍管理費です。地籍調査が昭和53年から平成2年に実施され、それ以降の土地の分合筆を管理しております。この成果物は住民に対し地籍図や座標値を提供するだけでなく、固定資産の賦課に活用をしております。今年度は債務負担行為にもあげておりますとおり、機器の更新を予定しております。

税務課分につきましては以上になります。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時58分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、町民福祉課は歳入の13ページから御提案いたします。

主なものを説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

13ページの3枠目からです。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金の中の2節、老人福祉費負担金52万5,000円です。老人保護措置費負担金、現年度分で、養護老人ホーム入所者2名分の計上でございます。前年比140万4,000円の減でございます。

15ページをお願いします。

15ページの2枠目からです。13款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、総務手数料の3節です。戸籍住民基本台帳手数料250万9,000円で、こちらは前年比42万6,000円の増を計上しております。主な理由としましては、昨年10月からコンビニ交付が開始されたことに伴う増額をしております。3目、衛生手数料、1節、衛生手数料28万円で、内訳としましては右欄の説明の欄のとおりでございます。説明は省略します。

最後の枠です。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、1節から4節の次のページ6節までありますが、主なものは、3節の障害者福祉費国庫負担金7,990万1,000円は、自立支援医療（更正医療・育成医療）給付負担金、現年度分505万4,000円と介護給付費・訓練等給付費負担金、現年度分の7,484万7,000円が主なものでございます。

次のページをお願いします。

2枠目の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、9節の個人番号カード交付事業費補助金でございます。245万7,000円で、内訳は二つの補助金の説明欄のとおりでございます。一番最後の行です。2目、衛生費国庫補助金、1節、保健衛生費国庫補助金の中で、一番説明欄の上ですけど、合併浄化槽設置事業補助金394万円の計上でございます。

次のページ、3行目ですかね、5目です。民生費国庫補助金、1節です。障害児福祉費国庫補助金159万2,000円です。こちらは地域生活支援事業国庫補助金の2分の1の補助でございます。

18ページをお願いします。18ページの1行目、2節、戸籍住民基本台帳費委託金で26万9,000円でございます。内訳としましては、説明欄の二つの項目でございます。2行目の2目、民生費委託金です。1節、社会福祉費委託金113万6,000円は国民健康事務委託金でございます。2節、障害者福祉費委託金5万8,000円は右の欄の説明欄のとおりでございます。

下の枠をお願いします。15款、県支出金、1項、県補助金、1目、民生費県負担金、こちらは1節から6節まであります。1節、社会福祉費県負担金4,323万4,000円で、内訳としましては右欄の三つの項目のとおりです。3節、障害者福祉費県負担金3,995万円でございます。説明欄の二つの項目の計上でございます。4節、身体障害児福祉費県負担金705万円でございます。5

節、児童福祉費県負担金の中で、説明欄の3行目の養育医療費県負担金、現年度分で、167万円の計上でございます。こちらは未熟児医療への県の負担金でございます。6節、児童手当県負担金1,241万1,000円でございます。

次のページの2枠目をお願いします。

15款、県支出金、2項、県補助金の2目、民生費県補助金でございます。1節、社会福祉費県補助金366万3,000円で、説明欄の二つの項目の計上でございます。2節、老人福祉費県補助金81万7,000円でございます。こちらの説明欄の二つの項目の計上でございます。

次のページをお願いします。4節、障害者福祉費県補助金124万6,000円です。一つ飛ばしまして、3目、衛生費県補助金、1節、保健衛生費県補助金の説明欄の1行目です。合併浄化槽設置事業補助金54万8,000円です。

次のページ、21ページの2枠目をお願いします。

15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金の中の2節、戸籍住民基本台帳費委託金1万3,000の計上でございます。

次のページ、22ページの1枠目の2行目です。2目、衛生費委託金、1節、予防費委託金33万4,000円の計上でございます。説明欄の三つの項目の計上でございます。

次のページの4枠目をお願いします。23ページです。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金の中の3行目で、後期高齢者医療特別会計繰入金は、昨年度までは医療と介護の一体化事業の受託事業収入として、後期高齢の特別会計で一旦受け入れて、そのあと一般会計から繰り出して、失礼しました、特別会計で繰り出したものを一般会計で繰り入れて事業を実施しておりましたが、今年度より直接一般会計に受け入れて事業を実施することに伴い、廃目整理をしております。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただければと思います。

25ページの4枠目をお願いします。

20款、諸収入、3項、受託事業収入です。その中の5目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、先ほど説明したものの今度は受け入れを一般会計で直接受け入れる分です。1節、後期高齢者医療広域連合受託事業収入985万円を計上しております。

歳入の説明は終わります。歳出の説明に入ります。

43ページの2枠目をお願いします。43ページの2枠目、2款、総務費です。3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費3,561万円で、前年比244万9,000円の減でございます。主なものといたしまして、説明欄の一つ目の○印、戸籍住民基本台帳費1,413万1,000円で前年比323万8,000円の減額でございます。主な減の要因としましては、戸籍法改正に伴うシステム改修とコンビニ交付の導入の業務委託を令和5年度には計上しておりますが、令和6年度はなくなったというところで、その減が主な要因でございます。

次のページをお願いします。次のページの説明欄の○印です。下から9行目です。戸籍住民基本台帳費の給料でございます。2,147万9,000円で78万9,000円の増でございます。職員4名分の人件費で説明は省略させていただきます。

47ページの2 枠目をお願いします。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費 2 億5,782万円で、前年比431万7,000円の増でございます。説明欄の一つ目の○社会福祉総務費 2 億4,321万8,000円で前年比484万1,000円の増でございます。福祉全般の経常経費を計上しておりまして、主に社会福祉協議会への補助をはじめ各種団体等への補助や国保特別会計、介護特別会計への繰出金を計上しております。

次のページ、48ページをお願いします。

ちょっと中段の○になるですけど、社会福祉総務費、給与1,277万3,000円は職員 2 名分の人件費を計上しております。下○三つは説明を省略させていただきます。次、最後の行の 2 目、老人福祉費2,502万6,000円で、490万8,000円の減額でございます。こちら主なものとしまして、説明欄の一つ目の○老人福祉費540万1,000円で、前年比73万6,000円の増でございます。敬老会や金婚式事業の経費です。

49ページの一つ目の○でございます。老人保護措置事業540万円で、前年比528万円の減でございます。2 名の入所費用を計上しておりまして、昨年度から 2 名入所者の減により減額計上でございます。その他の事業は例年どおりの経費を計上しておりますので、説明は省略いたします。

最後の行です。3 目、年金事務費341万円で、前年比35万円の増です。国民年金事務経費と事務に従事する職員給与 1 名分の計上でございます。

次のページ、50ページの 2 行目をお願いします。4 目、障害者福祉費 2 億380万円で、前年比961万9,000円の増でございます。主な増加要因は五つ目の○の介護給付費、最後の行ですね、介護給付費訓練等給付費 1 億7,659万2,000円で、前年比831万2,000円の増でございます。障がい者のサービス給付費の増によるものでございます。その他事業は例年度程度の予算計上をいたしております。

51ページ、次のページの 2 枠目です。5 目、後期高齢者医療費 1 億3,488万1,000円で、前年比1,289万9,000円の増でございます。こちらは熊本県後期高齢者医療連合への負担金及び町後期高齢者特別会計への繰出金が多いためでございます。また二つ目の○一体的事業費がございますが、先ほど歳入でも御説明しましたとおり、今年度から一般会計への事業を編入しておりますので、その分が増になっております。一応会計年度任用職員から最後の口腔保健指導機器購入費等を計上しております。

次のページの52ページの 2 枠目をお願いします。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費6,581万9,000円で107万7,000円の減でございます。この中で町民福祉課の事業としましては、上から説明の 4 行目の出生祝い金の200万円を計上しております。40名分でございます。また三つ目の○子ども医療費4,136万3,000円で、前年比595万3,000円の増額計上でございます。要因としましては、今年度から医療機関への受診控え等が解消していることで、医療費の増額が発生しておりますので、増額計上させていただいております。

次のページ、53ページの 2 枠目をお願いします。2 目、児童手当費8,168万2,000円、265万



2,000円の減でございます。本年10月より児童手当につきましても大幅な制度改正が予定されております。ただ、当初予算は令和5年度をベースに計上させていただいております。なお、制度が確定後、補正で対応させていただければと思います。

57ページをお願いします。

57ページが一番下の行です。3目、環境衛生費です。5,401万7,000円で176万9,000円の増でございます。主な増加要因は、次のページの1枠目の最後の行でございます。合併処理浄化槽設置等補助金1,290万円を計上し、前年比211万円の増でございます。30基分の補助を想定して計上しております。

62ページの2枠目をお願いします。

62ページです。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費1億6,861万円で112万2,000円の増でございます。主な増加要因は、一般質問で坂本議員がありまして、そのあとの答弁をしております資源ごみ回収ボックスと防犯カメラにつきましては、63ページの6行目ですかね、資源ごみ回収ボックス242万円、資源ごみ回収所の防犯カメラ設置として104万3,000円を購入する経費を計上しているためでございます。

以上、町民福祉課の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） それでは、保健介護課の関係する部分の主なものについて説明します。

13ページをお開きください。

歳入、中ほど12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金、1節、児童福祉費負担金、説明欄、特定教育・保育施設保護者負担金、現年度790万2,000円は、保育料等の保護者負担金になります。

次から款、項の名称は省略します。一番下の枠、13款、1項、1目、衛生使用料、1節、交流センター使用料、説明欄、交流センター入館料1,960万円で、対前年比760万円の増額計上です。コロナ禍前の水準で積算しており、現在1日220人程度の入館者となっています。

16ページをお開きください。

14款、1項、2目、民生費国庫補助金、5節、児童福祉費国庫負担金、説明欄、特定教育・保育施設措置費、現年度1億2,224万4,000円は、保育園等の運営費の2分の1を国が負担するもので、前年比1,467万7,000円の増となります。これは人事院勧告に伴う公定価格の改定、保育士の賃金アップによる負担金の単価の増と、山北保育園の認定こども園化に伴う実績からの積算に伴うものです。

2項、2目、衛生費国庫補助金、1節、衛生国庫補助金、説明欄、一番下、母子保健衛生費国庫補助金208万6,000円は、産前産後のサポート等事業で、2分の1国が負担するものです。昨年度はシステム導入補助が含まれていたため、前年比328万円の減となります。また、昨年度予算には、新型コロナ接種運営補助が1,011万8,000円計上されていましたが、今年度の計上はございません。真ん中より下の5目、民生費国庫補助金、2節、老人福祉費国庫補助金、説明欄、低所

得者保険料軽減交付金359万8,000円は、介護保険料の軽減分に対し国が2分の1を交付するものです。次、3節、児童福祉費国庫補助金、説明欄、児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金100万円は、補助率3分の2、地域子ども・子育て支援事業補助金3,933万7,000円には、子どもの居場所づくりに関する3分の1補助として925万6,000円、子ども家庭センターの運営費等に係る3分の2の補助として、1,475万3,000円が含まれています。保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金25万円は、補助率2分の1で、保育園と学童クラブが対象となります。

次のページをお願いします。

15款、1項、1目、民生費県負担金、5節、児童福祉費県負担金、説明欄、特定教育・保育施設措置費、現年度5,945万6,000円は、保育所等の運営費の4分の1を県が負担するものです。

下のページ、2項、2目、民生費県補助金、3節、児童福祉費県補助金3,994万4,000円のうち説明欄の医療費以外の分が子育て支援事業分で3,774万4,000円、新たなものとして主なものは、次のページをお願いします。説明欄の下から4行目になります。利用者支援事業、子ども家庭センター型補助金368万6,000円で、子ども家庭センター運営費の6分の1を県が補助するもの、二つ下の行で、児童育成支援拠点事業補助金925万6,000円は、子どもの居場所づくりに対する県の3分の1の補助になります。次の3目、衛生費県補助金、1節、保健衛生費県補助金、説明欄6行目、出産・子育て応援交付金事業補助金509万2,000円は、補助率6分の5になります。

23ページをお願いします。

一番下の枠になります。18款、1項、介護保険特別会計繰入金は、今年度の予算計上はしておりません。

歳入につきましては以上です。

続いて歳出です。48ページをお願いします。

3款、民生費、2項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、説明欄中ごろ、介護保険特別会計繰出金1億3,115万8,000円で、対前年比50万6,000円の増です。内容は、介護給付費に係る繰出金が248万9,000円の増となります。2目、老人福祉費、説明欄下のページ、下段ごろ、高齢者自立支援、日常生活支援事業108万9,000円は、高齢者等に係るお弁当宅配事業で、令和3年度から令和5年度までは、介護保険特別会計繰入金を財源として実施していましたが、介護保険からの財源を活用できる3年が経過したため、令和6年度から一般財源で実施しています。一つ下の○の説明欄、町内循環バス運行事業854万4,000円は、対前年比36万3,000円の減です。

52ページをお願いします。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、説明欄、児童福祉総務費759万7,000円は、前年比148万4,000円の増で、説明欄中ごろ、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料460万円は、令和5年度にニーズ調査を行った結果をもとに、令和7年度から11年度における保育園等の必要量の確保や、地域での子ども・子育て事業の実施計画、貧困や若者の引きこもり、少子化等に対する対策等について計画を策定するものです。

下のページをお願いします。

説明欄、集いの広場事業568万円は、前年比98万7,000円の増で、説明欄の下から2行目、英会話教室委託料149万円は前年比57万8,000円の増で、英会話教室の委託料単価の見直しを行っています。集いの広場事業は、国3分の1、県3分の1の補助事業になります。昨年度この目の中で、子ども家庭総合支援拠点事業989万6,000円を計上していましたが、令和6年度の子どもの家庭センター設置に伴い、4目、子ども・子育て支援事業費に含めて計上を行っています。

ページ下の段になります。4目、子ども・子育て支援事業費、次のページをお願いします。説明欄の7行目、副食費補助987万円は前年比42万円の増で、昨年度予算計上後、公定価格中の副食費相当額が、一月4,500円から4,700円に改定されたことによります。説明欄次の行、子ども・子育て支援補助事業3億4,192万8,000円は、前年比4,309万8,000円の増で、説明欄2行下、親子関係形成支援事業141万2,000円は新規事業で、親子間の適切な関係性を構築するため、子どもの発達の状態に応じて適正な対応や知識の習得を行い、育児スキルの向上やストレス緩和につなげていくため、40回の講座開催を計上しています。国3分の1、県3分の1の補助事業になります。説明欄真ん中ほど、子ども家庭支援事業3,032万3,000円は新規事業で、内訳は訪問支援員が家事、子育て等に対し不安、負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児のサポート、不安や悩みの傾聴等を行う事業に220万2,000円、児童育成支援拠点として、小学校以上の児童の保護者で、養育環境の課題のある児童や学校に馴染めない児童等を対象に、安心安全な居場所の提供、学習の支援、食事の提供、学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携、関係構築等を行う場所の設置として、2,776万9,000円、保護者の入院等で子育てを一時的にできなくなったときの短期入所費用として、35万2,000円を計上しており、国3分の1、県3分の1の補助事業になります。説明欄2行下、特定教育・保育施設運営費2億6,352万7,000円は、前年比2,082万5,000円の増で、主な理由は、人事院勧告に伴う公定価格の増による園児1人当たりの負担金の増と、山北保育園の認定保育園移行に伴う実績からの積算による負担金の増に伴うもので、国2分の1、県4分の1の補助事業になります。説明欄下から3行目、物価高騰対策支援事業補助20万4,000円は、令和5年9月補正を行った事業で、令和6年度も2園に対し県の全額補助で実施されます。説明欄、性被害防止対策設備等支援37万2,000円は新規事業で、町内の保育園2園、学童クラブ3か所に対し、パーティション等の設備導入に対する補助で、国2分の1、町4分の1、事業所4分の1の負担割合となっております。

下のページをお願いします。

説明欄、子ども家庭センター事業2,364万3,000円は、国3分の2、県6分の1の補助事業になります。令和5年度は、民生費に子ども家庭総合支援拠点事業として989万6,000円、衛生費に子育て世代包括支援センター事業として1,122万3,000円の合計2,111万9,000円を計上していました。子ども家庭センターは、相談支援機能の一体化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的な相談機能を持ち、関係機関へ必要なサービスをつないでいく機関になります。母子保健、児童福祉に専門的な知識を持つ保健師等が統括支援員として中心となり、サポートプランを作成し、支援を行います。会計年度任用職員4名、専門職の先生方3名の7名分の人件費や講師費用等について計上しています。

次のページをお願いします。

下の枠、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、説明欄、予防総務費3,004万9,000円は、対前年比1,274万3,000円の減で、令和5年度に計上していました新型コロナワクチン接種委託料968万6,000円の減が主なものになります。

59ページをお願いします。

4目、母子衛生費、説明欄真ん中ごろの、1か月児健診費用助成12万円は新規事業で、1か月健診を実施することで、発育状況の把握や栄養状態、異常の早期発見等ができるよう、4,000円を上限に償還払いとして補助を実施します。国の2分の1の補助事業になります。枠内説明欄の下から2行目と一番下の出産応援交付金200万円と子育て応援交付金200万円は、母子手帳交付時、出産時にそれぞれ5万円を交付するもので、国3分の2、県6分の1の補助事業になります。下の枠、6目、健康増進費、説明欄、健康増進事業費1,146万2,000円、次のページをお願いします。7目、ふれあいの丘事業運営費は584万円としております。8目、交流センター運営費4,816万6,000円は、前年比487万2,000円の増で、主なものは、会計年度任用職員の人事院勧告に伴う人件費になります。

下のページ、9目、保健センター運営費は972万9,000円で、前年比35万5,000円の増になります。

以上で説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 農業委員会から説明をさせていただきます。

20ページをお開きください。歳入です。

15款、県支出金、2項、県補助金、5目、農林水産業県補助金のうち、農業委員会としましては、説明欄の上から3行目までとなります。機構集積支援事業補助金、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金は、農業委員会へ交付されるものです。機構集積支援事業補助金、農業委員会交付金は前年並み、農地利用最適化交付金は上乘せ報酬が前年実績減のため減額をしております。

25ページになります。

20款、諸収入、3項、受託事業収入、2目、農業者年金事務受託事業収入19万8,000円を計上しております。農業者年金に関する事務を行うため、実績により交付をされるものです。続きまして、3目、農地受託事業収入2万7,000円を計上しております。農業公社を利用して農地の売買があった場合、実績により交付をされる事務費でございます。

以上が歳入になります。

続きまして、63ページをお開きいただきたいと思います。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費2,339万円、40万2,000円の減となっております。減額になりました要因としましては、農地利用最適化事業委員等報酬の減額が主な要因です。説明欄です。○印農業委員会総務費は、委員の活動に関する人件費をはじめ、協議会への負担金などの経費となります。

次に、64ページになります。

上から3行目は、農業委員会総務費の給与です。10行目までが農業委員会職員2名分の経常経費です。次に、〇印機構集積支援事業は、農地利用状況調査や意向調査に関する人件費及びタブレットシステムの経費を計上しており、国の補助事業になります。最後の〇印農地利用最適化事業は、国の全額補助で、委員の活動実績に伴う上乘せ報酬です。続きまして、2目、農業者年金費7万9,000円を計上しております。前年並みの計上でございます。農業者年金事務、経常的な事務費のほうを計上しております。続きまして、3目、地域農政推進対策事業費2万7,000円を計上しております。前年並みの計上でございます。農業公社を通して農地の売買をした場合の事務的経費を計上しております。

農業委員会関係は以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、しばらく休憩します。午後は1時より開会します。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後0時56分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） それでは、産業振興課から御提案させていただきます。

14ページ、歳入です。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、農業使用料163万3000円、2万円減、この減額は、かん水利用者の減によるものです。1節、農業使用料といたしまして、農産品加工センター使用料とかん水施設使用料153名の利用者を見込んでいます。

次に20ページです。

15款、県支出金、2項、県補助金、5目、農林水産業県補助金2,767万円、673万8,000円増、増額の要因といたしましては、人・農地プラン作成事業と浦田上木葉地区基盤整備促進事業に係る農村環境計画策定事業補助金が増額となったことが主な要因です。説明欄です。4行目、担い手育成支援事業補助金から21ページ5行目、農村環境計画策定事業補助金までが産業振興課分となっており、歳出の財源となっております。

次のページ、22ページになります。

15款、県支出金、3項、委託金、3目、農林水産業委託金24万円、4万円増、増額の要因といたしまして、鳥獣捕獲等の許可申請等の事務が多くなったことが要因です。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金、産業振興課分は、説明欄の上から6行目、ふるさと水と土保全基金利子と、最後の森林環境譲与税基金利子、次のページ1行目のかん水施設事業基金利子です。

次に26ページです。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入、2節、雑入、産業振興課分は下から9行目、種麴菌

代から農産品加工品センター冷蔵庫設置料までで、前年並みの計上です。

続きまして、歳出でございます。65ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農業総務費3,567万2,000円、1,066万7,000円増、増額となった要因といたしましては、職員給与1名分の増と農業者担い手に対する補助金の増額が主な要因です。説明欄です。農業総務費につきましては、産業振興課において事務費、各種協議会等への負担金及び農業者への育成補助金を計上しております。新規の補助金のみ説明いたします。

65ページ中ごろ、補助金（町単独）の欄、2行目、農業機械等整備補助は、農業担い手の育成を図るため、認定農業者の新規機械導入に25%の補助金を交付とし、新たに事業費500万円を計上しております。3行目、農業用施設維持管理補助金は、基盤整備から30年以上経過し、水路、農道など老朽化により破損している箇所が多く、受益者負担金を求め、小規模な基盤整備修理等に要する経費に対し、25%から50%補助金を交付とし、新たに事業費100万円を計上しております。

次の○印農業総務費、給与は、産業振興課5名分の経常経費です。5目、農業振興費1,693万5,000円、38万7,000円減、減額となった要因といたしましては、スマート農業導入支援事業補助金について見直しをしたことによる減額が主な要因です。

説明欄です。新規の事業のみ説明させていただきます。ページは67ページをお開きください。

○印四つ目、新規就農育成総合対策事業として、昨年度9月補正で計上していましたが、中高年移住就農研修及び中高年移住就農初期投資補助金を当初より計上しています。6目、地域農政特別対策費33万9,000円、2万5,000円増、増額の要因といたしましては、通信運搬費の増額によるものです。この科目は、認定農業者育成のための事業を行うものです。7目、農地費2,390万円、349万8,000円増、増額となった要因といたしましては、基盤整備促進事業に係る委託料が増額したものです。説明欄です。新規の事業のみ説明させていただきます。

○印三つ目、基盤整備促進事業について、次のページ68ページをお開きください。浦田上木葉地区の農地23.5ヘクタールを基盤整備するため、農村環境計画を策定する必要があるため、計画策定に係る委託料を計上しています。8目、畜産振興費5万3,000円、前年同額です。この科目は、畜産関係の協議会及び部会への負担金や補助金を計上しております。

6款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業費744万5,000円、93万4,000円増、増額となった要因といたしましては、次のページの69ページ説明欄をご覧ください。○印一つ目の鳥獣捕獲事務中、燃料価格や箱罟用餌代等の資材高騰により、有害鳥獣駆除業務委託料の増、有害鳥獣被害対策補助金の増、○印二つ目の森林経営管理促進事業において、森林環境譲与税を活用し、新庁舎に間伐材を利用促進として、熊本県産材の間伐材を利用した遊具を設置するための庁用器具を計上したものです。

6款、農林水産業費、3項、水産業費、1目、水産業振興費15万円、前年度同額で、菊池川漁協への負担金です。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工業振興費376万9,000円、28万5,000円減、減額とな

った要因といたしましては、昨年度まで計上していましたコロナウイルス対策特別資金利子補給金が減ったことが要因です。

次のページ、70ページをお開きください。

2目、観光費136万4,000円、268万円減、減額となった要因といたしましては、昨年度計上していました観光パンフレット作成委託料が減ったことが要因です。説明欄です。新規の事業のみ説明いたします。イベント等で掲載するためのPR用ポスターを作成するため委託料を計上しています。

産業振興課からは以上となります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 建設課関係の予算について御説明いたします。

ページは13ページ、歳入から御説明いたします。

13ページの12款、分担金及び負担金、1項、負担金、2目、土地改良費負担金は1,000円の名目計上で、こちらは農道改良工事の受益者負担分として2分の1の負担になります。4目の災害復旧費負担金、こちらも2,000円の名目計上でございます。1節の農林水産施設災害復旧費負担金として、補助、単独災害時の受益者負担金、そして名目計上しております。農業施設等に災害が発生した場合に、改めて予算計上をさせていただきます。

続きまして、14ページをお願いします。

14ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、土木使用料5,254万9,000円、251万8,000円の減額です。1節、土木使用料、法定外公共物使用料として、里道、水路への電柱等の占用料7万5,000円、2節、道路占用使用料、道路使用料として、町道への電柱等占用料44万1,000円、3節、住宅使用料の内訳でございます。上から4行は上木葉団地、稲佐団地、猪の鼻団地の家賃及び駐車場使用料です。住宅使用料1,652万4,000円、駐車場使用料50万5,000円、次の4行は、サクラハイツ家賃25戸及び駐車場使用料46区画です。地域活性化住宅使用料1,050万、駐車場使用料34万2,000円を計上しております。次の2行は小清水住宅家賃及び駐車場使用料です。地域資源活性化住宅使用料24万円、駐車場使用料1万4,000円の計上です。最後の4行はアベニール木葉家賃38戸及び駐車場使用料38区画、並びに共益費で入居率95%、町営木葉駐車場使用料19区画を使用率40%で積算し計上しております。地域優良賃貸住宅使用料2,126万1,000円、駐車場使用料として99万9,000円、玉東町営木葉駐車場使用料34万5,000円、共益費として129万9,000円を計上しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、災害復旧費国庫負担金は1,000円の名目計上です。1節の公共土木災害復旧費国庫負担金として、町道に対する災害が発生した場合に、改めて予算計上をさせていただきます。

続いて、17ページ、2項、国庫補助金、3目、土木費国庫補助金は1億5,720万1,000円を計上しております。前年比4,849万円の減額でございます。1節、社会資本整備総合交付金の内訳としまして、活力創出基盤総合交付金として、菅谷六本楠線外9路線の道路改良工事と橋梁点検に

1億2,732万5,000円で補助率54.5%、市街地整備総合交付金として、半高山公園頂上整備工事等に2,500万円、補助率2分の1、地域住宅支援総合交付金として、戸建て住宅耐震診断、改修及び通学路の危険ブロック塀撤去等に補助率2分の1、また、サクラハイツの家賃補助として、補助率45%に287万6,000円を計上しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページ、15款、県支出金、2項、県補助金、6目、災害復旧費県補助金は1,000円の名目計上です。こちらも農地に対する災害が発生した場合に改めて予算計上をさせていただきます。

続いて、22ページをお願いします。

3項、委託金、5目、土木費委託金36万円です。2節、河川費委託料は、県管理河川の河川敷除草業務の委託料でございます。

飛びまして26ページをお願いいたします。

26ページ、20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は、説明欄の下から5行目から公共工事遅延損害金、1,000分の1地図代、道路損傷補償金の名目計上と、有明広域受託事業負担金、これは山の下黒石線、二俣橋ふれあいの丘線の元利償還金の254万7,000円の計上でございます。

以上が歳入になります。

続いて70ページをお願いいたします。70ページ歳出です。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は6,452万8,000円の計上で、前年比745万7,000円の増額でございます。増額要因としては、人件費等の経常経費の増額が主な理由でございます。人件費については説明は割愛させていただきます。

71ページの委託料その他、道路台帳修正業務200万円は、前年度道路改良工事に伴う台帳修正分、それから嘱託登記業務250万円は、未登記処理に係る委託料で、前年度より50万円を増額しております。道路維持備品購入費として、町道管理の作業に必要となる側溝蓋上げ機、それからブローアを計上しております。負担金その他で、有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金20万円ほか4協議分を計上しております。それから補助金、補助として戸建て住宅耐震診断及び設計改修にそれぞれ1件の108万6,000円、通学路の危険ブロック塀撤去に2件分の100万円を計上しております。

続いて、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費2,314万8,000円の計上です。1,100万円の前年比増額となります。増額の要因としては、道路維持に係る工事請負費となります。道路修繕料は、側溝等を含む修繕料として200万円、道路除草及び土砂撤去委託料は、緊急時において機械作業が必要な場合に60万円を計上しております。

続いて、72ページをお願いいたします。

72ページ、工事請負費として二俣西安寺線法面保護工事外4件で2,000万円を計上しております。続いて、2目、道路新設改良費2億7,615万円を計上し、前年比1,792万2,000円の減額となります。こちらは単独事業の前年比較として、1,327万8,000円の増加、補助事業は3,120万円の減額でございます。補助事業としては、継続事業として要望しています国庫補助分を計上いたします。令和6年度においても補助交付決定後、増減が必要となる場合は、改めて補正をお願いし



ます。

続いて、単独事業1,327万8,000円の内訳でございます。設計・監理委託料として、二俣東生活道路概略設計業務委託に100万円、工事請負費として、前田助吉線局部改良工事外1路線に750万円、土地購入費として、箱井栗地原線改良工事外2路線に伴う用地代に2,200万円、補償金は町道改良2路線の電柱移設等に係る補償金200万円を計上しております。

続いて補助事業です。補助事業2億4,320万円の内訳でございます。補償物等鑑定委託料として、菅谷六本楠線改良工事外2路線に係る鑑定調査委託料600万円、工事請負費として、菅谷六本楠線改良工事外8路線に1億3,000万円、土地購入費として、西山馬伏線改良工事外6路線に伴う用地代1,120万円、補償金として、西原西原橋線改良工事外4路線に係る補償金9,600万円を計上しております。

続いて、3目、橋梁維持費1,500万円を計上しております。前年比1,500万円の増額です。12節の委託料の長寿命化修繕計画は、橋梁の点検業務委託料です。5年に1回の点検調査を実施し、長寿命化計画を10年ごとに見直しを行うこととなっております。

続いて4目、排水路整備費2,113万5,000円、前年比950万円の減額です。工事請負費として、吉次東山線排水路整備工事外3件に2,100万円を計上しております。

続きまして、3項、河川費、1目、河川総務費347万4,000円を計上しております。前年比100万円の減額です。こちらは継続事業の大城寺川維持工事が100万円の減額です。河川環境美化業務委託料は、県管理河川の河川敷除草費36万円、大城寺川維持工事に係る工事請負費として300万円、各協会加盟負担金として11万4,000円を計上しております。

続いて71ページです。

4項、都市計画費、1目、公園費5,760万円を計上し、前年比4,380万円の減額です。継続していますカントリーパーク整備事業で、半高山公園の頂上に係る工事費の減額となります。半高山公園頂上トイレ、駐車場等の整備工事に5,700万円、吉次・半高山線沿線の伐採業務委託料として60万円を計上しております。

続いて、5項、住宅費、1目、住宅管理費3,667万9,000円を計上し、1,526万7,000円の前年比減額でございます。減額の要因としては、令和5年度に実施しました庁舎建設に伴う上木葉団地1棟の解体と、猪の鼻団地浴室排水改修工事及び火災警報機交換業務の終了に伴った減額です。職員1名分の人件費及び経常的経費については割愛しますが、猪の鼻団地とうの町営住宅管理費として449万8,000円、続きまして74ページをお開きください。74ページの地域活性化住宅、スクラハイツの分で1,697万6,000円、地域資源活用住宅、小清水住宅分で25万5,000円、木葉駅前PFI住宅アベニール木葉分で1,077万2,000円については、それぞれ維持管理費を計上しております。

最後に飛びまして90ページをお願いします。

90ページは、11款、災害復旧費でございます。災害復旧費については、災害発生時において迅速な応急対応できるよう、委託料及び工事請負費を計上しております。なお、災害発生の際の復旧工事等については、補正予算にて対応させていただきます。

以上が建設課関係の予算となります。

○議長（松尾純久君）　続きまして、教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君）　それでは、教育委員会の関係する部分について、主なものを説明します。

歳入、14ページをお開きください。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、4目、教育使用料60万5,000円、右端の説明欄をご覧ください。中央公民館使用料から次のページ、1行目の玉東中学校体育館使用料は、昨年コロナが5類となり、通常どおり使用されていますので、前年度並みを計上しました。

次、17ページをお開きください。

14款、2項、4目、教育費国庫補助金、1節、小学校費国庫補助金10万7,000円は、小学生の特別支援教育就学奨励費に対し、国が一定額を補助するものです。次の行、2節、学校教育設備整備費等補助金68万8,000円は、右の説明欄、理科教育等設備整備費に対し、2分の1の補助18万円と、公立学校情報機器整備費に対し、3分の1の補助50万8,000円、次、3節、中学校費国庫補助金14万5,000円は、中学生の特別支援教育就学奨励費に対する補助、次、6節、文化財保護国庫補助金600万円は、文化財保存整備費へ2分の1が補助されるものです。

次、21ページをお開きください。

15款、2項、7目、教育費県補助金、1節、社会教育費県補助金92万6,000円は、地域人権教育指導員設置費に対し、県が2分の1を補助するものです。次、2節、小学校費県補助金11万3,000円は、水俣に学ぶ肥後っこ教室のバス借上料に対し、2分の1補助、4節、文化財保存整備費補助金60万円は、前述の国庫補助にさらに5%を県が補助するもの。6節、学校教育費県補助金9万6,000円は、中学校英語検定チャレンジ事業で、生徒の受験料に対し3分の1補助、8節、保健体育費県補助金163万円は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に一定額が補助されるものです。

歳入については以上です。

続いて歳出、77ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費133万6,000円は、教育委員に係る費用で、前年度並みを計上しています。その下、2目、学校教育費1億5,240万6,000円は、教育委員会が学校教育に関する費用を支出するもので、主に学校教育課職員の給与、会計年度任用職員に係る費用、三つの学校に共通する施設の保守点検や管理などに係る費用で、前年度比1,322万6,000円の増額を計上しています。

主な内訳は、次のページの説明欄5行目、学校施設保守点検委託料380万円、7行下の学校施設管理委託料423万7,000円、10行下のICT支援に関する委託料618万円、3行下の校務支援システム導入業務1,317万円、3行下の校務システムほか学用品等の使用料及び賃借料859万8,000円、次のページの中ほどの○学校教育費（給与）の2行上の国際理解教育事業費補助は、小学6年生の台湾との交流事業での渡航費に対する補助で480万5,000円、一番下の外国青年招致事業は、外国語指導助手（ALT）を2名雇い入れます費用788万3,000円です。増額となった主な理

由は、校務支援システム導入業務と国際理解教育事業補助です。

次、80ページ、3目、共同調理場運営費3,192万6,000円は、前年度並みを計上しています。主な内訳は、説明欄6行目から燃料費、光熱水費、修繕料と下から4行目の調理運搬業務委託料2,161万5,000円です。

次、81ページ、10款、2項、小学校費、1目、学校管理費1,317万3,000円は、前年度比224万6,000円の減額、主な内訳は、消耗品費、光熱水費、修繕料です。昨年度備品の購入が多かったことが減額の主な理由です。次、2目、教育振興費1,482万5,000円は、教育教材費や就学扶助費で、前年度比995万1,000円の増加、理由は、次のページ、説明欄1行目と4行下の消耗品費で、493万4,000円と658万円で、今年度は教科書改訂が行われまして、教師用の指導書や教材を購入する必要があるためです。次、3目、学校給食費1,778万6,000円は、小学生の給食費に対し全額を補助するもので、前年度比61万4,000円、次、5目、学校施設整備費4,855万3,000円で、主な内訳は、説明欄2行目、山北小校舎外壁改修工事管理委託料231万5,000円、4行下の外壁改修工事費4,408万5,000円、3行下の木葉小の校舎と体育館の渡り廊下の屋根塗装工事103万7,000円です。

次、10款、3項、中学校費、1目、学校管理費950万1,000円は、前年度比163万9,000円の増額、主な内訳は、次のページ、説明欄1行目、修繕料165万9,000円、6行下の学校備品購入費171万5,000円で、体育館の電動カーテンの修理費と展示用衝立の購入費が増額の主な理由です。次、2目、教育振興費461万8,000円は、前年度並みを計上、次、3目、学校給食費1,004万1,000円は前年度比71万7,000円の増額を計上、次、4目、学校施設整備費9,750万5,000円は、説明欄3行目、プールサイド改修工事1,230万6,000円、2行下、プール濾過器改修工事1,278万6,000円、次、体育館空調新設工事7,176万円が主な内訳です。

次、一番下の行、10款、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費3,678万1,000円は、社会教育事業に係る事業と社会教育課職員の給与、会計年度任用職員に係る費用で、前年度比941万8,000円の増額、主な内訳は、次のページ、説明欄下から9行目の町内各種団体への補助金150万円、対のページ、一つ目の○地域学校共同本部推進事業は、放課後子ども教室などに係る費用で、226万9,000円、その次の○学習支援事業は、小学生の寺子屋学習塾と中学生の未来塾、長期休暇中の学習支援に係る費用で、142万7,000円、増額の理由は、給与費等に係るものです。次、2目、公民館費1,579万7,000円は、公民館事業と施設の維持管理に係る費用で、前年度比1,699万2,000円の減額、主な内訳は、説明欄9行目、光熱水費、一番下、施設管理委託料と次のページ、中ほどの○図書運営事業費262万1,000円です。昨年度は公民館の改修工事を行ったため、この分が減額となっています。次、3目、文化財保護費2,291万5,000円は、前年度比572万3,000円の増額、主な内訳は、次のページ3行目、修繕費は宇蘇浦官軍墓地の墓石がドミノ倒しのように倒れておりまして、その修復に145万6,000円、その下、史跡、枯れ木等伐採委託料267万4,000円、二つ目の○西南戦争遺跡群連携保存活用事業は、熊本市と連携して行っている事業で、149万2,000円、次のページ、8行目、半高山サイン設置業務委託料は、案内板や説明板の設置に1,100万円、その下、樹木環境整備業務委託料は、各史跡内の危険木の伐採業務で、287万6,000

円、その下、二俣古閑砲台跡法面整備実施設計業務委託料90万2,000円です。

次、10款、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費1,361万6,000円、主な内訳は、次のページ、説明欄5行目、総合型スポーツクラブ推進事業は、オレンジはあとクラブの運営に係る費用で、303万4,000円、次の○部活動の地域連携事業は、中学校部活動の社会体育への移行に係る費用で、569万5,000円です。次、2目、体育施設費631万6,000円、主な内訳は、説明欄3行目、光熱水費と下から2行目、町営グラウンド樹木管理業務委託料127万7,000円、次のページ、1行目、町営グラウンド東屋塗装委託料49万円です。

以上で終わります。

**○議長（松尾純久君）** これで一般会計の説明を終わりましたが、続きまして特別会計予算の説明に入ります。

議案第23号についての説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

**○町民福祉課長（上田直紹君）** それでは、議案第23号について御提案いたします。

1枚お開きください。

議案第23号、令和6年度玉東町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,399万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円とする。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月6日提出、玉東町長。

次のページ、1ページです。1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税1億1,044万5,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料5,000円。

一つ飛ばします。4款、県支出金、1項、県補助金4億9,254万7,000円

5款、財産収入、1項、財産運用収入2,000円。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金6,973万6,000円。

8款、繰越金、1項、繰越金2,100万円。

9款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料25万4,000円、4項、雑入9,000円。

歳入合計6億9,399万8,000円。

次のページ、2ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費2,136万9,000円、2項、徴税費185万4,000円、3項、運営協議会費8万円。

2款、保険給付費、1項、療養諸費4億1,392万3,000円、2項、高額療養費5,510万2,000円、3項、移送費2,000円、4項、出産育児諸費350万2,000円、5項、葬祭諸費20万円。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分1億2,460万円、2項、後期高齢者支援金等分3,454万9,000円、3項、介護納付金分1,394万5,000円。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費2,298万4,000円、2項、保健事業費94万8,000円。

6款、基金積立金、1項、基金積立金1,000円。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金45万2,000円。

9款、予備費、1項、予備費48万7,000円。

歳出合計が、6億9,399万8,000円で、前年比375万5,000円の増であります。率にします0.54%の増です。

5ページをお願いします。

2、歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税と、次の行の2目、退職被保険者等国民健康保険税の賦課決定は、現時点ではまだ決定しておりませんので、現在の国保加入者の状況をもとに過去の徴収率を参考に計上しております。

それでは一般保険税の分より説明いたします。一般被保険者国民健康保険税1億1,43万3,000円で、前年度比909万円の減でございます。内訳といたしましては、1節、医療給付費分現年課税分から6節、介護納付金分滞納繰り越し分までです。2目、退職被保険者等国民健康保険税1万2,000円でございます。

次の枠です。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料5,000円です。

6ページをお願いします。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、出産育児一時金補助金は令和5年度のみ国の補助であるため、今年度は国の補助はありませんので0円計上でございます。

次の枠です。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費交付金4億9,254万7,000円で、前年度比252万1,000円減でございます。内訳としましては、1節、普通交付税4億6,761万3,000円と2節、特別交付金293万4,000円でございます。なお、特別交付金の内訳としましては、説明欄の四つの項目の計上をしております。

次の枠、3枠目です。5款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金2,000円です。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金6,973万6,000円で、前年度比440万1,000円の増でございます。内訳としましては、1節、保険基盤安定繰入金から次のページ7節になります。未就学児均等割保険料繰入金までです。説明は割愛させていただきます。

7ページの2番目の枠です。

8款、繰越金、1項、繰越金、2目、その他繰越金2,100万円の計上で、前年度比1,100万円の増

でございます。こちらは令和6年度の保険税減収分を繰越金で補充しているところの計上でございます。

次、3 枠目です。9 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、こちら 5 項目については前年同額計上で説明は割愛させていただきます。最後の枠です。9 款、諸収入、4 項、雑入、1 目、一般被保険者第三者納付金から次のページ、最後の 8 目、雑入まで前年同額の計上でございます。

歳出のほうの説明に移ります。9 ページをお願いします。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費2,067万4,000円で、459万4,000円の増でございます。主なものとしましては、説明欄のとおりでございます。会計年度任用職員1名分と職員2名分の人件費の計上をしているところです。

次のページの2 枠目をお願いします。10ページです。

1 款、総務費、2 項、徴税費、1 目、徴税費185万4,000円で、前年比4万2,000円の増でございます。

1 枠飛ばしまして最後の枠です。2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費4億1,000万円で、前年同額ではございますが、1人当たり医療費は増額を想定して計上しております。2 枠以降は省略します。

次のページの2 枠目をお願いします。2 款、保険給付費、2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費5,500万円で、前年同額です。2 目から4 目までの説明は割愛させていただきます。

次のページの12ページ、2 枠目をお願いします。

2 款、保険給付費の4 項、出産育児諸費、1 目、出産育児一時金350万円で、前年同額で1人当たり50万円の7名分を計上しております。

1 枠飛ばしまして最後の枠です。3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、医療費給付費分、1 目、一般被保険者療養給付費分1億2,460万円で、前年度1,088万9,000円の増でございます。こちらは熊本県に納付する負担金で、次のページの後期高齢者支援金と介護納付金も同じ扱いの熊本県に納付する負担金でございます。

次のページ、13ページ、3 款、国民健康保険事業納付金、2 項、後期高齢者支援金等分、1 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分3,449万9,000円で、前年比246万9,000円の減でございます。

一つ飛ばしまして二つ目の枠です。3 項、介護納付金分、1 目、介護納付金分1,394万5,000円で59万4,000円の減です。

最後の枠です。5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、1 目、特定健康診査等事業費2,298万4,000円で、前年比107万3,000円の増額でございます。右欄の説明のとおり、主なものは会計年度職員1名分の人件費と、次のページ、14ページ12節、委託料にあります特定健康診査等事業費委託料1,792万9,000円の計上が主なものです。

14ページが一番下の枠です。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、1 目、一般被保険者保険税還付金から、次のページの5 目、退職被保険者等還付加算金は、前年同額の計上でございます。説明は割愛させていただきます。

最後の枠です。9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費48万7,000円で、前年比970万5,000円の減でございます。また、基金の状況を御報告させていただきます。国民健康保険基金の現在令和5年度現在の状況ですけど、5,400万円を基金として保有しております。

16ページ、次のページをお願いします。給与明細書です。1、特別職は6名分の国保運営委員を記載しております。次のページです。2、一般職は職員2名分の給与等の状況を記載しております。

(2名じゃなくて4名分じゃないの。)

失礼しました4名分です。失礼しました4名分の給与の状況を記載しております。説明は省略させていただきます。

以上、提案申し上げます。

○議長(松尾純久君) しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

---

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第24号についての説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) それでは、議案第24号について提案いたします。

表紙をおめくりください。

議案第24号、令和6年度玉東町木葉財産区特別会計予算。

令和6年度玉東町木葉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ795万7000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。歳入、1款、財産収入、1項、財産運用収入655万6,000円。

3款、繰越金、1項、繰越金140万円。

4款、諸収入、2項、雑入1,000円。

歳入合計795万7000円とします。

次のページをお願いします。2ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費475万2000円。

2款、農林水産業費、1項、林業費261万1000円。

3款、予備費、1項、予備費59万4000円。

歳出合計795万7000円とします。

5ページをお願いします。

歳入です。1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、655万2,000円を計上しております。前年同額です。説明欄です。採石用地貸付収入と九電電柱占有料を計上しております。2目、利子及び配当金4,000円を見込み計上しております。これは木葉財産区基金利子でございます。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、140万円を見込み計上をしております。

4款、諸収入、2項、雑入、1目、雑入、1,000円を名目計上としております。

次のページをお願いします。6ページです。ここから歳出になります。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、475万2000円を計上しております。前年と比べまして101万円の増額となっております。増額の主な要因は、24節の積立金を100万円増額したことによるもので、ほかは前年同額及び前年並みの計上となっております。

2款、農林水産業費、1項、林業費、1目、林業振興費、261万1000円を計上しております。前年と比べまして195万円の減となっております。減額の主な要因は、12節、委託料で玉名森林組合への境界確認委託業務が終了したことによるものでございます。右の説明欄です。7節、報償費につきましては、8人分を組んでおります。それから需用費につきまして消耗品、食料費で、現場立ち合い及び現場確認の際に必要な消耗品、お茶代でございます。それから12節、委託料につきましては、財産区監視費と委託料としまして1名分を計上、それから木葉財産区の管理作業委託ということで210万円、これは下草刈り等の管理を行うものでございます。それから14節、工事請負費につきましては、林道などの突発的な修復工事となっております。

次のページです。

3款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、ここは予算調整のため59万4,000円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第25号についての説明を求めます。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議案第25号について説明させていただきます。

まず、令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度であります。令和6年度からの保険料基準額は、月額6,200円となりましたが、今回の予算では6,000円で計上している関係で、450万円ほどの差がでる見込みとなっております。こちらにつきましては、必要に応じて今後補正予算で対応させていただきます。また、3年間の計画では、基金の繰入残高6,000万円のうち2,982万円を計画しており、今年度計画は900万程度を予定していますが、保険料の不足額や予算上の保険給付費1,910万円と地域支援事業費450万5,000円の増としている関係で、基金繰入金2,100万円を計上しております。

それでは表紙をおめくりください。

議案第25号、令和6年度玉東町介護保険特別会計予算。

令和6年度玉東町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,989万円と定める。



第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条（一時借入金）、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

第3条（歳出予算の流用）、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。  
令和6年3月6日提出、玉東町長。

次のページになります。第1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、保険料、1項、介護保険料1億2,162万5,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金1億2,275万1,000円、2項、国庫補助金7,842万1,000円。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金1億9,136万7,000円。

5款、県支出金、1項、県負担金9,965万7,000円、3項、県補助金1,063万8,000円。

6款、財産収入、1項、財産運用収入2,000円。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金1億3,115万8,000円、2項、基金繰入金2,100万円。

8款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料6,000円、3項、雑入326万4,000円。

9款、繰越金、0円。

歳入合計、7億7,989万円。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費1,359万6,000円、2項、徴収費99万1,000円、3項、介護認定審査会費1,312万9,000円、5項、運営委員会費2万4,000円、6項、計画策定委員会費0、7項、地域密着型サービス運営委員会費2万4,000円、8項、地域包括支援センター運営委員会費1万7,000円。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費6億2,730万4,000円、2項、介護予防サービス等諸費1,387万4,000円、3項、その他諸収入70万円、4項、高額介護サービス等諸費1,455万円、5項、高額医療合算介護サービス等諸費201万円、6項、特定入所者介護サービス等費2,590万2,000円。

5款、地域支援事業費、1項、新しい介護予防日常生活支援総合事業2,549万8,000円、2項、包括的支援事業・任意事業費4,158万8,000円。

6款、基金積立金、1項、基金積立金2,000円。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金15万1,000円。

9款、予備費、1項、予備費53万円。

歳出合計7億7,989万円、前年度より2,275万円の増額で、率にしますと3%の増となります。

5 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、保険料、1 項、介護保険料、1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億 2,162 万 5,000 円で、前年比 276 万 5,000 円の増、1 節、現年度分特別徴収保険料と 2 節、現年度分普通徴収保険料は、保険料基準額月額 6,000 円、13 段階により積算したものを計上しています。

続きまして、2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、2 目、督促手数料は 1,000 円です。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金 1 億 2,275 万 1,000 円で、前年比 468 万 5,000 円の増です。現年度分は介護給付費の法定負担分です。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金 5,474 万 7,000 円で、前年比 159 万 3,000 円の増です。現年度調整交付金は介護給付費の 8 ページを計上しています。2 目、地域支援事業交付金（総合事業）610 万 9,000 円で、前年比 57 万 2,000 円の減です。現年度分は総合事業の法定負担分です。3 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,516 万 5,000 円で、前年比 276 万 1,000 円の増です。現年度分は包括的支援事業・任意事業の法定負担分です。これ以降はそれぞれ法定負担分で計上していますので、説明は省略させていただきます。

次のページをお願いします。

8 目、保険者機能強化推進交付金 100 万円と 9 目、介護保険保険者努力支援交付金 140 万円は、それぞれ前年同額を計上しています。

4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金 1 億 6,476 万 9,000 円で、前年比 537 万 5,000 円の増です。2 目、地域支援事業交付金 659 万 8,000 円で、前年比 61 万 7,000 円の減です。

5 款、県支出金、1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金 9,965 万 7,000 円で、前年比 178 万 6,000 円の増です。

5 款、県支出金、3 項、県補助金、1 目、地域支援事業交付金（総合事業）305 万 5,000 円で、前年比 28 万 6,000 円の減です。2 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）758 万 3,000 円で、前年比 138 万 1,000 円の増です。

次のページをお願いします。

6 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金は 2,000 円です。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金 8,554 万 2,000 円で、前年比 248 万 9,000 円の増です。2 目、地域支援事業繰入金（総合事業）305 万 5,000 円で、前年比 28 万 6,000 円の減です。3 目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）758 万 3,000 円で、前年比 138 万 1,000 円の増です。4 目、その他一般会計繰入金 2,778 万 1,000 円で、前年比 105 万 3,000 円の減です。1 節、職員給与等繰入金と 2 節、事務費繰入金です。5 目、低所得者保険料軽減繰入金 719 万 7,000 円で、前年比 202 万 5,000 円の減です。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金 2,100 万円で、昨年度より 2,100 万円の増です。

8 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、1 目、第 1 号被保険者延滞金 5,000 円です。2 目、第 1 号被保険者加算金 1,000 円です。

次のページをお願いします。

8 款、諸収入、3 項、雑入、1 目、第三者納付金1,000円です。2 目、返納金1,000円です。3 目、雑入326万2,000円で、内訳は右説明書欄のとおりになります。

9 款、繰越金は当初予算には計上していません。

下のページをお願いします。歳出になります。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費1,356万9,000円で、前年比557万6,000円の減です。一般管理費は職員 2 名分の給与等の経常経費が主なものとなっていますが、昨年度から給与関係経費が128万7,000円の減、事業計画委託料、350万円の減、一般会計繰出金、100万円の減となっています。

次のページをお願いします。

2 項、徴収費、1 目、賦課徴収費99万1,000円で、7 万3,000円の増です。3 項、介護認定審査会費、1 目、介護認定審査会費680万5,000円で、前年比140万6,000円の増で、主なものは、有明広域認定審査会システム更新による負担金、112万9,000円の増です。2 目、認定調査費632万4,000円で、前年比220万円の増です。上記審査会へ提出する認定調査作成のための人件費 2 名分です。人件費は勤務時間を 5 時間半から 6 時間半に延長したこと、人事院勧告に伴う増等で、236万3,000円の増となります。

下のページをお願いします。

5 項、運営委員会費から一番下の段、8 項、地域包括支援センター運営委員会費は、会議費用の計上です。

次のページをお願いします。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費 2 億7,960万円で、前年比2,970万円の増です。要介護認定者の介護サービスに資する費用になります。訪問介護と訪問看護、通所介護等利用人数と回数等の増加が増額の傾向となっております。一つ欄を飛ばします。3 目、地域密着型介護サービス給付費6,600万円で、前年比170万円の増です。グループホームはる、介護ホームはぶののサービス利用にかかわる給付費です。一つ欄を飛ばします。5 目、施設介護サービス給付費 2 億4,720万円で、1,580万円の減です。介護老人福祉施設等のサービス利用にかかわる給付費になっております。一つ欄を飛ばします。7 目、居宅介護福祉用具購入費70万円で、30万円の減です。8 目、居宅介護住宅改修費180万円で、30万円の増です。

下のページをお願いします。

9 目、居宅介護サービス計画給付費3,200万円で、前年比200万円の増です。在宅サービス利用時のケアプラン作成にかかわる給付費になります。一つ欄を飛ばします。2 款、保険給付費、2 項、介護予防等諸費、1 目、介護予防サービス給付費1,027万円で、前年比197万円の増です。要支援認定者等の介護予防サービス利用にかかわる給付費になります。

次のページをお願いします。

5 目、介護予防福祉用具購入費40万円です。6 目、介護予防住宅改修費100万円です。7 目、介護予防サービス計画給付費220万円です。一つ欄を飛ばします。3 項、その他所費、1 目、審査支

払手数料70万円です。4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費1,452万円です。

下のページをお願いします。

2目、高額介護予防サービス費3万円です。5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費200万円です。2目、高額医療合算介護予防サービス費1万円です。6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費2,580万円で、入院やショートステイ、利用者の食費、部屋代にかかわる給付費になります。

次のページをお願いします。

5款、地域支援事業費、1項、新しい介護予防日常生活支援総合事業、1目、介護予防生活支援サービス事業1,797万4,000円で、前年比137万4,000円の減です。主に家事支援、訪問リハ、シャキッと教室等の費用で、12節、委託料1,001万2,000円、実績により前年比122万4,000円の減となります。2目、一般介護予防事業752万4,000円で、前年比129万4,000円の減です。主に重度化防止のための専門職の講師代や教室開催、地区サロン活動支援の費用で、12節、委託料472万円、この中のこちらを事業の見直しにより、前年比140万2,000円の減で計上しております。2項、包括的支援事業・任意事業費、2目、総合相談事業費376万8,000円で、78万2,000円の増です。主に社会福祉士1名分の人件費になります。一つ欄を飛ばします。4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,272万4,000円で、前年比253万9,000円の増です。主にケアマネージャー3名分の人件費と、次のページになります。12節、委託料110万2,000円のうち、包括センターシステム改修委託料77万円が、令和6年制度改正に対応するための計上としております。5目、新予防給付マネジメント事業114万2,000円です。介護予防計画作成業務委託料にかかわるものです。6目、家族介護支援事業29万円で、前年比15万2,000円の増です。高齢者見守り支援を行うための事業費です。

下のページをお願いします。一つ欄を飛ばします。8目、介護給付等費用適正化事業52万5,000円で、前年比30万1,000円の減です。ケアプランの点検等にかかわる事業費になります。10目、生活支援体制整備事業費1,139万2,000円で、前年比190万8,000円の増です。高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援の提供で、地区サロンの機能強化事業等の事業費と生活支援コーディネーター2名分の人件費が主なものになります。

次のページをお願いします。

11目、認知症施策推進事業1,101万円で、前年比247万4,000円の増です。認知症の予防と支援を提供するための事業費と、訪問等を実施するための看護師の人件費として、昨年度1名分から今年度2名分を計上しています。

下のページをお願いします。

一番下の欄になります。9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費53万円です。

次のページをお願いします。

給与明細書のほうになります。本年度はその他の特別職の12名分の3万4,000円を計上しています。介護保険運営委員の6名と地域密着型委員の6名となり、前年度から介護保険計画策定に委員9名分が減となっています。

下のページをお願いします。

23から30ページは、職員2名分と会計年度任用職員の人件費です。

31ページをお願いします。

こちらは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて以下のとおり記載しています。説明は省略させていただきます。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第26号についての説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 議案第26号を御提案いたします。

議案第26号、令和6年度玉東町土地取得特別会計予算。

令和6年度玉東町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金2,200万円。

歳入合計2,200万円と定めます。

2ページをお願いします。

歳出、1款、用地取得費、1項、用地取得費2,200万。

歳出合計2,200万円と定めます。

5ページをお願いいたします。詳細について御説明いたします。

5ページ、歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金は2,200万円を計上しております。1節、一般会計繰入金で、宅地分譲予定地として土地取得をするための繰入金2,200万円でございます。

6ページをお願いします。

歳出、1款、用地取得費、1項、用地取得費、1目、用地取得費は2,200万円の計上です。16節で宅地分譲予定地の土地購入費として。住所、大字木葉字丸田798-1、高月区になります。面積は1,289平方メートル、坪にしまして390坪の用地を購入予定で計上しております。

以上が土地取得特別会計予算を御提案いたします。

○議長（松尾純久君） 続いておりますので、議案第27号についての説明を続けます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 続けて議案第27号を御提案いたします。

議案第27号、令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算。

令和6年度玉東町宅地開発特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,581万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1 ページです。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金は、2,000万円を計上します。

2款、財産収入、1項、財産売払収入421万6,000円。

3款、繰越金、1項、繰越金160万円。

歳入合計2,581万6,000円とします。

2 ページをお願いいたします。

歳出です。1款、宅地開発費、1項、管理費2,531万6,000円。

2款、予備費、1項、予備費50万円。

歳出合計2,581万6,000円と定めます。

5 ページをお願いいたします。詳細について御説明いたします。

歳入、1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金2,000万円を計上しております。1節、一般会計繰入金で宅地分譲事業計画に伴う測量設計委託業務として充当予定でございます。

2款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は421万6,000円を計上しております。前年比421万6,000円の減額です。1節で不動産売払収入として、令和5年度に収入予定でありました二俣分譲地売払収入1区画分の計上を行っております。続いて3項、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金160万円を計上しております。前年比847万6,000円の減額です。1節、繰越金として、令和5年度からの繰越金でございます。

続けて、6 ページをお願いいたします。

歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費2,531万6,000円を計上しております。731万円の前年比増額となります。12節、委託料は、定住促進を図るため、宅地分譲開発事業を検討中であることから、測量設計業務委託料として2,000万円、18節、負担金補助及び交付金は、定住促進補助金として、二俣分譲地1区画分の110万円を計上、27節、繰出金は、二俣分譲地1区画分の売払収入421万6,000円を一般会計へ繰り出します。

最後の枠、2款、予備費、1項、予備費、1目、予備費は50万円の計上となります。

以上、宅地開発特別会計予算を御提案いたします。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第28号についての説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 議案第28号について御提案申し上げます。

1枚お開きください。

議案第28号、令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算書は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,160万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
令和6年3月6日提出、玉東町長。

次のページ、1ページです。

第1表、歳入歳出予算、歳入、1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料7,104万2,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金3,607万6,000円。

5款、繰越金、1項、繰越金1,000円。

6款、諸収入、1項、延滞金及び過料1,000円、2項、償還金及び還付加算金11万円、4項、受託事業収入437万7,000円、5項、雑入1,000円。

歳入合計1億1,160万9,000円です。

2ページをお願いします。歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費111万9,000円、2項、徴収費74万9,000円。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金1億320万7,000円。

3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費537万4,000万円。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金16万円。

5款、予備費、1項、予備費100万円。

歳出合計1億1,160万9,000円で、前年比704万8,000円の増でございます。率にしますと6.74%の増です。

5ページをお願いします。

2、歳入、1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料4,847万2,000円と2目、普通徴収保険料2,257万円は、どちらも熊本県後期高齢者医療広域連合からの市町村負担金を参考に計上しております。説明欄のほうは割愛させていただきます。

1枠飛ばしまして3枠目です。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金468万円と2目、保険基盤安定繰入金3,139万6,000円でございます。

6ページをお願いします。

3枠目です。6款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入437万7,000円で、前年比1,032万2,000円の減でございます。本年度より後期高齢者健康診査事業に対する交付金のみを計上しておりまして、昨年度までは高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を後期特別会計で実施し、計上しておりましたが、今年度からは一般会計での実施で計上しておりますので、こちらが減となっております。

次のページ、7ページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費111万9,000円で、前年比636万2,000円の減でございます。主な要因としまして、先ほど説明した一体事業に従事する保健師等の人件費の充当のために一般会計へ繰り出しておりましたものを、今年度からは廃目している関係上、減額しております。3枠目です。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金1億320万7,000円で、前年比1,646万

3,000円の増でございます。こちらは18節、負担金補助及び交付金で、被保険者保険料負担金7,181万1,000円と基盤安定負担金の3,139万6,000円の計上で、どちらも熊本県後期高齢者医療連合への負担金でございます。

最後の枠です。3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、1目、健康診査費418万7,000円です。次のページをお願いします。2目の一体的事業118万7,000円で333万5,000円の減額でございます。先ほども御説明しましたとおり、一般会計での予算化をしておりますが、消費税が令和5年度分の事業に対して発生するため、公課費として118万7,000円のみでの計上でございます。1枠飛ばしまして最後の枠です。5款、予備費、1項、予備費、1目、予備費100万円の計上で、前年並みでございます。

以上、御提案申し上げます。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第29号についての説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） まず予算書の冒頭、修正をお願いいたします。一番最後のページ、18ページの資本的収入及び支出の欄の予算書の一番右下の一番右隅の数字になります。企業債、元金「4億4,667万4,000円」が「6」が一つ多くありました。「4,467万4,000円」のほうに訂正をお願いいたします。合計金額に影響はございません。

まず、公営企業会計のほうに移行するための初めての予算説明となります。なにぶん不慣れでございますけれども、御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号を御提案いたします。

表紙をめくっていただきますと予算書の目次を掲載しております。

それでは1ページをご覧ください。

令和6年度玉東町簡易水道事業会計予算。

第1条（総則）令和6年度玉東町簡易水道事業会計は、次に定めるところによる。

第2条に業務の予定量を定めております。第1号、給水件数1,850件、第2号、年間総給水量52万6,385立米、第3号、1日平均給水量1,442立米を見込んでおります。第4号、主要な建設改良費事業として、二俣地区IP通信工事464万7,000円を予定しております。

次に第3条（収益的収入及び支出）収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。なお、営業費用中の委託料770万円の財源に充てるため、企業債770万円を借り入れる。収入の第1款、水道事業収益1億1,630万3,000円、支出の第1款、水道事業費用1億2,907万8,000円を計上しております。企業会計初年度予算となります。前年度予算が3月末で打切決算となり、料金収入など未確定部分を考慮したうえで、収入額を1億1,630万3,000円としております。

続きまして、第4条の1（資本的収入及び支出）資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2,001万3,000円は、引継金1,894万8,000円、当年度分損益勘定留保資金106万5,000円で補填するものとする。こちらの予算額が工事関係、建設工事関係の項目となっております。収入の第1款、資本的収入3,045万8,000円、支出の第1款、資本的支出5,047万1,000円となり、不足額2,001万3,000円を引継金及び当年度分損益勘定留



保資金で補填するものとしています。

2ページになります。

第4条の2（特例的収入及び支出）地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収入金及び未払金の金額は、それぞれ928万6,000円及び4,460万7,000円でございます。これは前年度が打切決算となるため、特例条例として設けております。

続いて第5条（企業債）起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。簡易水道建設事業として770万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条（一時借入金）一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条（予定支出の各項の経費の金額の流用）予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用の間の流用。

第8条（議会の議決を得なければ流用することができない経費）次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号で、職員給与費で714万3,000円としております。

第9条（他会計からの補助金）簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,582万円である。令和6年3月6日提出、玉東町長。

続いて、令和6年度玉東町簡易水道事業会計、予算実施計画書となりますので、次の4ページ、お願いいたします。

収益的収入及び支出についての予算額が4ページ、5ページは資本的収入及び支出についての予算額でございます。詳細については、後ほど明細書にて御説明いたします。

続いて6ページをお願いいたします。

6ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。これは年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものでございます。

続いて7ページから9ページは、水道係職員1名分の給与費明細書になります。説明は割愛いたします。

続いて10ページをお願いいたします。

10ページから11ページが、令和6年度中に1年間の事業活動を行ったうえで、令和7年3月31日現在での決算見込み行った予定貸借対照表となります。10ページ右下の8億1,057万9,000円の予定合計資産額を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

12ページから13ページは、令和6年度簡易水道事業の開始時点の財政状況を想定した予定貸借対照表となります。開始時点では、12ページ右下の8億8,859万6,000円の合計資産額としております。

続きまして15ページをお願いいたします。

15ページから17ページまでは、収益的収入及び支出についての予算説明書、それから18ページは資本的収入及び支出の予算説明として、こちらは建設事業関係予算を計上しております。この明細書によって詳細について御説明をしたいと思います。

まず15ページの収益的収入の主な収入としては、第1項、営業収益、1目、給水収益として、水道使用料7,128万7,000円、2項、営業外収益、1目、他会計補助金として一般会計補助金536万2,000円で、起債利子の償還に充当するものでございます。2目、長期前受金戻入れとして3,543万2,000円、これは減価償却費の収入にあたるものでございます。3目、加入負担金122万円は、新規加入10件を見込んでおります。続いて3項、一番下の枠です。特別利益、1目、その他特別利益で、消費税還付300万円を見込み、第1款、水道事業収益として一番上の数字でございます。1億1,630万3,000円を予定額としております。

続いて16ページの支出について主なものを御説明いたします。

1項、営業費用として、1目、配水及び給水費2,888万2,000円は、施設電気代1,050万円、メーター器検針業務等の民間委託分574万3,000円、漏水等に対する修繕費560万円を計上、次の2目、総経費2,405万1,000円は、公営企業会計事務に係る委託料1,366万5,000円、職員1名分の人件費などが主な内容となります。

続いて、17ページです。

3目では、固定資産の減価償却費として6,412万8,000円を計上しております。続いて2項、営業外費用では、1目、支払利息及び企業債取扱諸費として、起債利子償還分536万2,000円、2目、消費税及び地方消費税として、消費税納税分537万7,000円を計上、3項、特別損失は、1目、その他特別損失として、令和6年度における不納欠損予定額とする貸倒引当金22万8,000円、職員賞与等引当金55万円の合計77万8,000円を計上しております。4項、予備費として50万円を計上して、16ページが一番上の数字になります1款、水道事業費用として1億2,907万8,000円を予定額としております。

続いて18ページをお願いいたします。最後18ページの資本的収支について御説明いたします。

収入では1項、他会計補助金として、起債の元金償還充当分及び建設改良費に係る一般会計補助金3,045万8,000円を計上し、一番上の1項、資本的収入として3,045万8,000円の予定額です。続いて支出では、1項、建設改良費として1目、水道施設整備費に漏水探知機購入費65万円、道路改良に伴う配水管工事の設計委託料50万円、二俣地区IP通信設置工事464万7,000円の合計579万7,000円を計上しております。2項、企業債償還金として、起債の元金償還分4,467万4,000円を計上し、一番上の1款、資本的支出として5,047万1,000円の予定額としております。

以上で議案第29号、玉東町簡易水道事業会計の予算について説明を終わります。

○議長（松尾純久君） お諮りします。議案第29号までの説明が終わりましたが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。3月11日月曜日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

---

延会 午後 3 時21分